

平成 21 年 4 月 30 日
防 衛 省

「技術空曹の任用の基準に関する達の一部を改正する達案」に対する意見募集の結果について

「技術空曹の任用の基準に関する達の一部を改正する達案」につきましては、平成 21 年 1 月 20 日から同年 2 月 18 日までの間、御意見を募集したところ、1 通（1 件）の御意見をいただきました。

お寄せいただいた御意見とそれに対する当省の対応方針につきましては、別紙のとおりとりまとめましたので御報告いたします。

また、御意見を踏まえ一部修正し、平成 21 年 4 月 23 日に公布（制定）されたことを併せて御報告いたします（平成 21 年航空自衛隊達第 15 号。添付ファイル参照。）。

今回、御意見をお寄せいただいた方の御協力に厚く御礼申し上げます。。

問い合わせ先

住 所：〒162-8801

東京都新宿区市谷本村町 5-1

防衛省人事教育局人事計画・補任課

電話番号：（代表）03-3268-3111 内線 20751

F A X：03-5229-2137

○いただいた御意見の概要とそれに対する当省の考え方

御意見の概要	当省の考え方
(電気通信主任技術者) 旧制度における第一種及び第二種伝送交換主任技術者の資格者証の交付を受けている者は、(新)伝送交換主任技術者資格者証の交付を受けている者とみなされます。(平成 16 年総務省令第 44 号附則第 4 条) 今回示された任用基準案においても当然にこの規定が働くため、基準案に示すまでもないという考えもあるかもしれませんが、任免権者と志願者との間で解釈に相違が生じることのないように、別表に旧資格を併記するか、あるいは別表に注意書きを加え、又は募集広報時の運用に注意を払う必要があると考えます。	ご指摘のとおり、電気通信主任技術者については旧資格保有者、電気通信工事担当者については新資格保有者についても任用可能となるよう所要の修正をします(具体的な修正は新旧対照表参照)。 また、任免権者と志願者との間で解釈に相違が生じることは、当省としても避ける必要があるため、募集要項、パンフレット等については、募集対象の資格は旧資格を含め全て記載することで、任免権者と志願者との間で解釈に相違が生じることのないように配慮することにいたします。
(電気通信工事担任者) 電気通信工事担任者の資格は、従来の「アナログ」「デジタル」「総合種」の 3 区分 7 種類であったものが、「AI 種」と「DD 種」の 2 区分・7 種類に再編されています。 改正案では、当該資格制度の変更について何ら手当されていないため、旧資格のほか、新資格を別表に加える必要があると考えます。	
(情報処理 1) 改正案では、「第二種情報処理技術者」が「基本情報処理技術者」に置き換えられ、その他の各「スペシャリスト」「エンジニア」の資格についても、同様に置き換えがされています。 しかしこれらは、同種同等ないしそれに近似した資格というべきものであり、あえて旧制度下で取得した資格を排除する合理的な理由に乏しいことから、旧制度における同種同等の資格については削除せず、新制度における資格とともに、別表に併記することが望ましいと考えます。	ご指摘のとおり、当省では、資格を保有し即戦力となる者を広く募集しておりますので、同種同等又はこれに近似した資格保有者についても任用可能となるよう所要の修正をします(具体的な修正は新旧対照表参照)。 また、募集要項、パンフレット等については、募集対象の資格は旧制度における同種同等の資格を含め、全て記載することにいたします。

御意見の概要	当省の考え方
(情報処理2) 情報処理資格の制度は、平成 21 年度から大幅に変更されます。 今回の達の改正は、平成 21 年度の技術空曹の採用に併せて行うものであることを考えると、新資格の試験が未だ実施されていない段階ですが、情報処理技術者資格については、旧制度と同種同等ないしそれと近似する平成 21 年度から実施される新資格についても、改正案に加えるべきであると考えます。	ご指摘のとおり、新資格の試験は未だ実施されていない段階ではありますが、旧制度と同種同等ないしそれと近似する平成 21 年度から実施される新資格保有者についても任用可能となるよう所要の修正をします（具体的な修正は新旧対照表参照）。
(情報処理3) 今年度から区分が行われる「スキルレベル」に応じた、任用基準も可能かと考えます。（案で示されている 1 曹以上の情報処理技術者資格は、ほぼ「レベル4」に対応しています。）	任用基準の設定にあたっては、スキルレベルのみならず、資格等の内容及び組織ニーズ等を総合的に判断することが必要であり、単純にスキルレベルだけで任用階級を定めることは困難であると判断し、従前通りの任用基準とすることにいたしました。

技術空曹の任用の基準に関する達の一部を改正する達新旧対照表

(下線部分は意見公募手続を実施した命令等との差異)

定めた命令等	意見公募手続を実施した命令等の案
技術空曹の任用の基準に関する達の一部を改正する達（案） 航空自衛隊達第 号 技術空曹の任用の基準に関する達の一部を改正する達を次のように定める。 平成 年 月 日 航空幕僚長 空将 外薮 健一郎 技術空曹の任用の基準に関する達の一部を改正する達 技術空曹の任用の基準に関する達（平成4年航空自衛隊達第24号）の一部を次のように改正する。 第2条中「別表」を「別表第1」に、「それぞれの」を「それぞれ同表に定める」に改め、同条に後段として次のように加える。 この場合において、当該者が短大卒以上の学歴を有するときは、別表第2に定める階級（別表第1による任用階級より上位の階級に限る。）に任用することができる。 第2条の次に次の1条を加える。 （任用年齢の基準） 第3条 技術空曹は、次の年齢の者から採用する。 (1) 空曹長については、年齢30歳以上 (2) 1等空曹については、年齢23歳以上 (3) 2等空曹については、年齢21歳以上 (4) 3等空曹については、年齢20歳以上 別表（付表を除く。）を別表第1のように改める。 別表第1の次に別表第2を加える。 附 則 <u>1 この達は、平成 年 月 日から施行する。</u> <u>2 この達の施行の際現にこの達による改正前の技術空曹の任用の基準に関する達別表に定める資格等を有する者に係る任用の基準については、当該資格等が効力を有する間は、なお従前の例による。</u>	技術空曹の任用の基準に関する達の一部を改正する達（案） 航空自衛隊達第 号 技術空曹の任用の基準に関する達の一部を改正する達を次のように定める。 平成 年 月 日 航空幕僚長 空将 外薮 健一郎 技術空曹の任用の基準に関する達の一部を改正する達 技術空曹の任用の基準に関する達（平成4年航空自衛隊達第24号）の一部を次のように改正する。 第2条中「別表」を「別表第1」に、「それぞれの」を「それぞれ同表に定める」に改め、同条に後段として次のように加える。 この場合において、当該者が短大卒以上の学歴を有するときは、別表第2に定める階級（別表第1による任用階級より上位の階級に限る。）に任用することができる。 第2条の次に次の1条を加える。 （任用年齢の基準） 第3条 技術空曹は、次の年齢の者から採用する。 (1) 空曹長については、年齢30歳以上 (2) 1等空曹については、年齢23歳以上 (3) 2等空曹については、年齢21歳以上 (4) 3等空曹については、年齢20歳以上 別表（付表を除く。）を別表第1のように改める。 別表第1の次に別表第2を加える。 附 則 この達は、平成 年 月 日から施行する。

技術空曹の任用の基準に関する達の一部を改正する達（別表第1）新旧対照表

（下線部分は意見公募手続を実施した命令等との差異）

定めた命令等					意見公募手続を実施した命令等の案				
別表第1（第2条関係）					別表第1（第2条関係）				
資格等による任用基準					資格等による任用基準				
任用階級 技術区分	空 曹 長	1 等空曹	2 等空曹	3 等空曹	任用階級 技術区分	空 曹 長	1 等空曹	2 等空曹	3 等空曹
通 信		第1級陸上無線技術士 第1級総合無線通信士 伝送交換主任技術者	第2級陸上無線技術士 第2級総合無線通信士 線路主任技術者 <u>A I ・ D D 総合種工事担任者</u> <u>A I 第1種工事担任者</u> <u>D D 第1種工事担任者</u>	第3級総合無線通信士 航空無線通信士 <u>A I 第2種工事担任者</u> <u>D D 第2種工事担任者</u>	通 信		第1級陸上無線技術士 第1級総合無線通信士 伝送交換主任技術者	第2級陸上無線技術士 第2級総合無線通信士 線路主任技術者 <u>アナログ・デジタル総合種工事担任者</u> <u>アナログ第1種工事担任者</u> <u>デジタル第1種工事担任者</u>	第3級総合無線通信士 航空無線通信士 <u>アナログ第2種工事担任者</u> <u>デジタル第2種工事担任者</u>
整 備		1級自動車整備士 1等航空整備士 航空工場整備士	2級自動車整備士 2等航空整備士		整 備		1級自動車整備士 1等航空整備士 航空工場整備士	2級自動車整備士 2等航空整備士	
建 設	1級建築士	1級建設機械施工技士	2級建築士 測量士	2級建設機械施工技士 測量士補	建 設	1級建築士	1級建設機械施工技士	2級建築士 測量士	2級建設機械施工技士 測量士補
電 気		第1種電気主任技術者	第2種電気主任技術者	第3種電気主任技術者 第1種電気工事士	電 気		第1種電気主任技術者	第2種電気主任技術者	第3種電気主任技術者 第1種電気工事士
設 備 管 理		特級ボイラー技士 甲種消防設備士（2種類以上の取得）	1級ボイラー技士 乙種消防設備士（2種類以上の取得）		設 備 管 理		特級ボイラー技士 甲種消防設備士（2種類以上の取得）	1級ボイラー技士 乙種消防設備士（2種類以上の取得）	
工 作 等		1級技能士 調理技能士 電子回路接続技能士		2級技能士	工 作 等		1級技能士 調理技能士 電子回路接続技能士		2級技能士
航 空 管 制			技能証明保有者	基礎試験合格者	航 空 管 制			技能証明保有者	基礎試験合格者
気 象		気象予報士			気 象		気象予報士		
危 険 物		甲種火薬類製造保安責任者 1種冷凍機械高压ガス製造保安責任者 甲種機械高压ガス製造保安責任者 第1種放射線取扱主任技術者	甲種危険物取扱者 乙種火薬類製造保安責任者 甲種火薬類取扱保安責任者 乙種火薬類取扱保安責任者 2種冷凍機械高压ガス製造保安責任者 乙種機械高压ガス製造保安責任者 第2種放射線取扱主任技術者		危 険 物		甲種火薬類製造保安責任者 1種冷凍機械高压ガス製造保安責任者 甲種機械高压ガス製造保安責任者 第1種放射線取扱主任技術者	甲種危険物取扱者 乙種火薬類製造保安責任者 甲種火薬類取扱保安責任者 乙種火薬類取扱保安責任者 2種冷凍機械高压ガス製造保安責任者 乙種機械高压ガス製造保安責任者 第2種放射線取扱主任技術者	

情報処理	<u>ITストラテジスト</u> システム監査技術者 プロジェクトマネージャ <u>システムアーキテクト</u> <u>ITサービスマネージャ</u> テクニカルエンジニア (システム管理)	<u>データベーススペシャリスト</u> テクニカルエンジニア (データベース) <u>ネットワークスペシャリスト</u> テクニカルエンジニア (ネットワーク) <u>情報セキュリティスペシャリスト</u> テクニカルエンジニア (情報セキュリティ) 応用情報技術者 ソフトウェア開発技術者		基本情報技術者
車両教習		指定自動車教習所技能検定員	指定自動車教習所教習指導員	
衛生		管理栄養士	栄養士 理学療法士 作業療法士 診療放射線技師 臨床検査技師 臨床工学技士 看護師 救命救急士	第1種衛生管理者 歯科技工士 准看護師
音楽			音楽大学等卒業者	音楽短大等卒業者
語学			英語による任用は、TOEIC点数730点以上の者その他の語学による任用は付表による。	英語による任用は、TOEIC点数600点以上の者その他の語学による任用は付表による。
注：技能士（調理技能士、電子回路接続技能士を除く。）とは、機械加工、仕上げ、電子機器組立て、電気機器組立て、内燃機関組立て、油圧装置調整、機械木工、印刷、機械プラント製図及び写真の各技能士をいう。				

情報処理	<u>システムアナリスト</u> システム監査技術者 プロジェクトマネージャ <u>アプリケーションエンジニア</u> テクニカルエンジニア (システム管理)	テクニカルエンジニア (データベース) テクニカルエンジニア (ネットワーク) ソフトウェア開発技術者 テクニカルエンジニア (情報セキュリティ)		<u>基本情報処理技術者</u>
車両教習		指定自動車教習所技能検定員	指定自動車教習所教習指導員	
衛生		管理栄養士	栄養士 理学療法士 作業療法士 診療放射線技師 臨床検査技師 臨床工学技士 看護師 救命救急士	第1種衛生管理者 歯科技工士 准看護師
音楽			音楽大学等卒業者	音楽短大等卒業者
語学			英語による任用は、TOEIC点数730点以上の者その他の語学による任用は付表による。	英語による任用は、TOEIC点数600点以上の者その他の語学による任用は付表による。
注：技能士（調理技能士、電子回路接続技能士を除く。）とは、機械加工、仕上げ、電子機器組立て、電気機器組立て、内燃機関組立て、油圧装置調整、機械木工、印刷、機械プラント製図及び写真の各技能士をいう。				